人身取引対策推進会議(第3回) 議事録

1 日時

平成29年5月30日(火)午前7時40分~午前7時50分

2 場所

総理大臣官邸3階南会議室

3 出席者

菅内閣官房長官(司会)

岸田外務大臣、石井国土交通大臣、山本農林水産大臣、松本国家公安委員会委員長、松野文部科学大臣、加藤内閣府特命担当大臣(男女共同参画)、萩生田内閣官房副長官、野上内閣官房副長官、橋本厚生労働副大臣、井野法務大臣政務官、井原経済産業大臣政務官、杉田内閣官房副長官、古谷内閣官房副長官補、松永内閣官房内閣審議官

4 議事内容

(プレス入室)

【菅内閣官房長官】

それでは、会議を開催いたします。はじめに、私から一言申し上げます。

人身取引は、重大な人権侵害であるだけでなく、深刻な国際問題でもあります。

我が国における人身取引については、外国人女性が性的被害に遭う事案に加えて、最近では、 我が国の女性が被害に遭うケースも目立っております。引き続き、声を上げにくい被害者の発見・ 保護に努める必要があります。

また、新たな技能実習制度や建設就労者受入事業等、各種制度により我が国に入国する外国人労働者が強制労働等の被害に遭わないように、取組を強化する必要があります。

人身取引を根絶するためには、常に情勢を把握し、施策の進捗状況を検証することが重要です。 本日は、そのような観点から昨年の取組を確認し、年次報告をとりまとめることとしておりま す。

各位におかれましては、先ほど申し上げました点に加え、年次報告の作成過程で明らかになった課題に積極的に取り組み、関係省庁と連携して対策を強化するようお願いします。

(プレス退室)

【菅内閣官房長官】

それでは、議題の「人身取引対策に関する取組について」(年次報告)(案)について、古谷内閣官房副長官補から説明してもらいます。

【古谷内閣官房副長官補】

「人身取引対策に関する取組について」(年次報告)(案)につきまして、資料1の概要版で御 説明いたします。

この年次報告は、26年12月に犯罪対策閣僚会議で決定されました「人身取引対策行動計画2014」 に基づき取りまとめたものでございます。今年で3回目の作成ということになります。

まず、1頁目の上の方、「1 人身取引の実態把握の徹底」の「(1)人身取引被害者の状況」ですが、昨年は50人の被害者を保護しております。このうち、日本人は過去最多の25人であり、全体の半数を占めております。

被害の特徴としましては、日本人の被害者につきましては、いわゆる出会い系サイト等を利用 した売春を強制される事案、外国人の被害者につきましては、ホステスとして稼働させられる事 案や性風俗店における売春を強制される事案が目立っております。

下の方の(2)、次は被疑者の状況でございますが、事件の検挙状況は、ほぼ前年並みでございます。 おめくりいただきまして、2頁では関係府省庁の主な取組を記載してございます。

まず、「2 人身取引の防止」につきましては、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るための新法が成立し、本年11月から施行予定となっております。

- 「3 人身取引被害者の認知の推進」につきましては、外国人の相談窓口・ダイヤルの設置箇所や対応言語を拡大するなど、外国語での対応を推進しております。
- 「4 人身取引の撲滅」につきましては、「子供の性被害防止プラン」や、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題等に関する今後の対策を策定しました。また、人身取引が潜在するおそれのある関連事犯の取締りを推進しております。
- 「5 人身取引被害者の保護・支援」につきましては、入国管理局、婦人相談所等が必要な保護・支援を行っております。

最後に1番下、「6 人身取引対策推進のための基盤整備」につきましては、JICA等による東南アジア諸国に対する支援、啓発用ポスター等の作成・配布等を行っております。

以上が、年次報告の概要案でございます。

今後とも、「人身取引対策行動計画2014」に基づく施策を着実に、被害者の立場に立って推進 し、人身取引の根絶を目指して取り組んでいくこととしております。

【菅内閣官房長官】

ただいまの説明に関連して、構成員から御発言をお願いします。それでは最初に、加藤内閣府 特命担当大臣から御発言をお願いします。

【加藤内閣府特命担当大臣】

人身取引は、その被害者の多くが女性であり、国際的な連携のもとに女性に対する暴力を根絶 する観点からも重要な問題であると認識しております。

人身取引対策を効果的に推進していくためには、国民の理解と関心を高めていくことが必要不可欠であり、内閣府では、啓発用ポスターを作成し、配布するなど、国民の意識啓発を図っているところであります。

また、アダルトビデオ出演強要問題については、今月19日に「今後の対策」を策定いたしました。この問題については、今回新たに人身取引関連事犯として年次報告に盛り込まれたものであり、今後、関係府省が連携して、取締り等や教育・啓発の強化、相談体制の充実等にしっかり取り組んでいく必要があります。引き続き各大臣の御協力をお願いいたします。

【菅内閣官房長官】

ありがとうございました。続きまして、松本国家公安委員会委員長から御発言をお願いします。

【松本国家公安委員会委員長】

人身取引は、被害者の心身に著しい苦痛をもたらす重大な人権侵害であります。

平成28年に警察において取り扱った人身取引事犯をみると、日本人の被害者が全体の半数を占め、その被害としては、出会い系サイトを利用した売春を強制される事案が目立つほか、児童が被害に遭う事案やアダルトビデオへの出演を強要される事案もみられるなど、依然として憂慮すべき状況にあります。

このため、引き続き「人身取引対策行動計画2014」に基づき、関係機関・団体との連携を強化 しつつ、人身取引事犯の徹底した把握及び取締り、被害者の保護や支援等の取組を進めるよう警察を指導してまいります。

【菅内閣官房長官】

ありがとうございました。続きまして、井野法務大臣政務官から御発言をお願いします。

【井野法務大臣政務官】

法務省としましては、人身取引が重大な人権侵害であるという認識の下、人身取引の最新の情勢や各種施策の進捗状況・効果を踏まえ、引き続き、関係府省庁と緊密に連携し、「人身取引被害者の認知・保護」や「人身取引の防止・撲滅」等の取組を積極的に進めてまいりたいと考えております。

【菅内閣官房長官】

ありがとうございました。続きまして、岸田外務大臣から御発言をお願いします。

【岸田外務大臣】

本「年次報告」は、我が国の人身取引対策を国際的に広く周知する上でも役立つものです。

また、現在、国会で審議いただいている「テロ等準備罪処罰法案」は、世界187の国・地域が締結する国際組織犯罪防止条約のみならず、同条約を補足する人身取引議定書の締結をも可能とするものです。

外務省としては、これらの国際的な枠組みに基づく国際協力を促進するためにも、法務省と連携しつつ、法案の早期成立、また、条約及び議定書の早期締結に向け、全力を尽くす考えです。

【菅内閣官房長官】

ありがとうございました。続きまして、橋本厚生労働副大臣から御発言をお願いします。

【橋本厚生労働副大臣】

厚生労働省としては、11月からの技能実習法の施行に向けて、監理団体の許可にかかる調査や 実習計画の認定、技能実習生からの相談受付等を行う外国人技能実習機構を本年3月に設立する など、準備に取り組んでいるところでございます。

引き続き、技能実習の適正な実施や技能実習生の保護が図られるよう、関係省庁とも連携して 取り組んでまいる所存であります。

【菅内閣官房長官】

ありがとうございました。

それでは、「人身取引対策に関する取組について」(年次報告)について、本推進会議の決定と したいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

【菅内閣官房長官】

ありがとうございます。原案のとおり決定したいと思います。

各大臣におかれましては、引き続き、「人身取引対策行動計画2014」に基づく取組を着実に進めるようお願いいたします。

以上をもちまして、人身取引対策推進会議第3回会合を終了いたします。

以 上